ウクライナ避難民の適切な受入れ態勢の整備を求める意見書

令和4年2月24日にロシアがウクライナに軍事侵攻し、ウクライナの主権と 領土が脅かされ、多くのウクライナ国民の貴い生命や財産が失われている。

住民の生命と財産を奪う武力の行使は、いかなる理由をもってしても正当化されるものではなく、武力による他国への不当な侵略は断じて認められない。

この軍事侵攻に伴い、既に300万人を超えるウクライナ国民が周辺諸国等へ避難したとされている。現在も子供を含む民間人が命の危険にさらされており、民間施設にも容赦なく攻撃が続けられている。このような状況が続く限り、避難民はさらに増えると想定される。

こうした状況を受け、政府は避難民のうち日本の在留資格を持つおよそ1,900 人のウクライナ国民の親族や知人の日本への受入れを表明し、地方自治体も受入 れを検討し始めている。

今後の適切な避難民の受入れ態勢の整備について、国及び政府に対し、下記 のとおり迅速に対応することを強く要望する。

記

- 1 避難民受入れに伴う在留資格、住居、保健医療、福祉、教育等に関するガイ ドラインを早急に示すこと。
- 2 地方自治体の受入れ費用に対する財政的支援を措置すること。
- 3 地方自治体が管理する公営住宅の空室を有効活用するなど、ウクライナ避難 民が円滑に入国し生活できるよう、早期に地方自治体と情報共有すること。
- 4 修学を目的とするウクライナ人留学生等については、帰国に困難を伴うことが予想されるため、生活支援を含め財政面などの措置を講ずること。
- 5 その他避難民受入れに伴い生ずる事務については、国、県及び在留する市町 村間において遺漏なきよう連携に配慮すること。
- 6 国内に在留するウクライナ人及びロシア人の人権に格段の配慮をすること。
- 7 政府が新たな方針に基づく施策を実施する場合は、県及び在留自治体に滞りなく連絡すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 3 月22日

岡崎市議会